

株式会社多田
リハビリテーション颯 山形霞城
地域密着型通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社多田が開設するリハビリテーション颯 山形霞城（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 リハビリテーション颯 山形霞城
- 2 所在地 山形県山形市城南町二丁目10番2号 サンファーレ101号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 1名以上
生活相談員は、指定通所介護の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- 3 介護職員 1名以上
介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- 4 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理その他必要な業務の提供にあたる。

5 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日、祝日(土日を除く)
ただし、12月31日から1月3日、お盆(8/13)までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

1 地域密着型通所介護

サービス提供時間帯

1単位目：午前9時15分から午後12時15分 17人

2単位目：午後13時30分から午後16時30分 17人

上記時間帯において、介護予防・日常生活支援総合事業と一体的にサービスを行う。

(地域密着型通所介護の提供方法、内容)

第7条 事業の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護。

2 食事に関すること

昼食の提供なし。

3 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

4 入浴に関すること

入浴サービス提供なし。

5 口腔機能向上に関すること

栄養状態の改善、誤嚥性肺炎の防止等のために、必要に応じて口腔機能向上訓練を行う。

6 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し、送迎、移動、移乗動作の必要な介助を行う。

7 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 事業の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める
- 3 正当な理由なく事業の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して事業の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(通所介護計画の作成等)

第9条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を十分把握し、通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、署名捺印により同意を得る。尚、計画書は2通作成し、利用者又は家族に交付する。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 4 利用者の状況に応じて3ヶ月に1回、心身状況およびサービス提供状況をモニタリングし、必要に応じて通所介護計画の見直しを行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、事業を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護について、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(地域密着型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第11条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載の割合とする。

- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費は、通常の事業の実施区域を越えて1kmごとに25円を徴収する。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) お茶代 200円/食
 - (2) 前号に掲げるものの他、おむつ代、日常生活活動に関わる費用については、利用者が負担することが適当と認められる場合は実費を徴収する。

- 4 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 5 指定通所介護の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、山形市とする。

(契約書の作成)

第13条 事業の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 通所介護従事者等は、事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年2回
避難訓練	年2回
通報訓練	年2回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(秘密保持)

第18条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するもの

- とする。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所の個人情報の取り扱いについては、法人の個人情報保護規程等により適正な方法で取り扱うものとし、保有する個人情報についてはその利用目的の範囲内で、できる限り最新かつ正確な内容を保持するよう努めるものとする。
 - 4 事業所は、サービス担当会議等において利用者及び家族等の個人情報をを用いる場合は、利用者及びその家族等の同意を予め文書により得るものとする。

(苦情処理)

第19条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第20条 利用者に対する事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、実施記録を作成し従業者に十分に周知する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年に1度以上実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 3 事業所が虐待または虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに関係機関に通報するものとする。

(身体拘束等)

- 第22条 事業所は、事業所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などを記録しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第23条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2か月以内
- 二 継続研修 年2回以上

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿その他必要な帳簿を整備する。

3 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社多田と事業の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

(変 更)

この規定は、平成28年5月15日に変更

(変 更)

この規定は、平成30年4月1日に変更

(変 更)

この規定は、平成31年4月1日に変更

(変 更)

この規程は、令和元年6月1日に変更

(変 更)

この規程は、令和3年4月1日に変更

(変 更)

この規程は、令和5年11月1日に変更

(変 更)

この規程は、令和6年4月1日に変更